

第3次中期経営計画

(平成31年度～35年度)

平成31年3月

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団

<目 次>

I	計画策定にあたっての基本事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の性格と構成	2
II	現状と課題	
1	本部事務局	3
2	あすなろの郷	4
3	福祉サポートセンターあすなろ	4
III	経営の基本方針	
1	県立施設としての役割の発揮	6
2	地域生活の受け皿としての機能の充実	7
3	利用者には選ばれるサービスの提供	7
4	自主・自立に向けた効率的な経営	7
IV	事業計画及び経営目標	
1	本部事務局	8
2	あすなろの郷	11
3	福祉サポートセンターあすなろ	17
V	その他（資料）	22

I 計画策定にあたっての基本事項

1 計画策定の趣旨

茨城県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の経営は、これまで平成14年度から概ね5年ごとに「中期経営計画」を策定し、その計画を基本として自主・自立に向けた経営改革や事業の再構築などを実施して、福祉の向上に貢献するとともに、県の財政的負担の削減など一定の成果を上げてきた。

この間、国において、平成23年8月に障害者基本法が改正されるとともに、平成17年に制定された障害者自立支援法が、平成25年4月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改められ、さらに改正障害者総合支援法が平成30年4月に施行されるなど、様々な障害者制度改革が進められた。また、県においても平成27年4月に障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城づくり条例が施行されるなど、障害福祉行政を取り巻く状況は大きく変化した。

その中で「事業団」も、それまで管理委託制度で運営してきた「県立あすなろの郷」（以下「あすなろの郷」という。）が、地方自治法の一部改正によって平成18年度から指定管理制度に変わるなど、民間事業者との競争やサービスの向上、経費の節減が求められてきた。

さらに、平成22年9月には県出資団体等調査特別委員会の調査結果報告書で、県の財政的関与の縮減や社会福祉事業に集約化させるなどの提言がなされたことを受けて、「第2次中期経営計画」に目標として掲げ、役職員一丸となったコスト意識の徹底により、効果的・効率的な経営改革を推進してきたところである。

「事業団」が指定管理者として事業運営している「あすなろの郷」は、平成30年度をもって5年間の指定期間が終了し、「第2次中期経営計画」の期間も平成30年度をもって終了することから、県が平成30年3月に策定した「第2期新しいばらき障害者プラン」（平成30年度から平成35年度）の施策との整合性を図りながら、これまで実施してきた事業の成果や課題を踏まえ、平成31年度からの新たな経営の基本指針となる「第3次中期経営計画」を策定する。

2 計画の期間

平成31年度から平成35年度の5ヵ年

なお、県において「あすなろの郷」の施設の老朽化や入所者の重度化・高齢化等の課題について、建て替えを前提に協議が進められているため、それらの状況を踏まえ、平成32年度以降に「第3次中期経営計画」の見直しを行うこととする。

3 計画の性格と構成

この計画は、「第2次中期経営計画」を検証しながら、実施事業の充実を図り、県民の福祉のニーズに応えるため新たな方策を示すものとする。

構成は、「本部事務局」「あすなろの郷」「福祉サポートセンターあすなろ」の事業所別とし、事業運営は各事業所が行うとともに、進行管理については、引き続き事業団経営委員会が行う。

なお、県立児童センターこどもの城については、平成30年度の期間満了をもって指定管理業務の受託を終了することとした。

Ⅱ 現状と課題

1 本部事務局

「事業団」は、経営の指針となる「第2次中期経営計画」に基づき、事業運営の効率化及び合理化のため、指定管理者として運営を受託している県立施設の県費負担額の削減に取り組み、各事業所の人員の適正配置など見直しを行い、効果的な施設管理を目指しながら利用者の福祉の向上に貢献してきた。しかし、福祉ニーズは複雑化、多様化しているため「事業団」が果たすべき役割や機能を再点検するとともに、引き続き指定管理者として自主・自立的経営に向けて更なる努力が必要である。

また、職員の意識改革と資質の向上を図るため、岡崎基金を活用した先進施設への派遣研修や県内の民間施設への視察及び職員派遣研修を行い、利用者の高齢化、重度化など「あすなろの郷」の持つ課題等への確に対応できる職員を育成してきた。さらに、職員のスキルアップを促進するため資格取得のための環境整備を行うとともに、資格手当を創設した。

今後も利用者への良質なサービスの提供を継続していくため、職員のスキルアップに繋がる研修等を実施していくとともに、積極的に当事業団のPRを実施していくことで福祉人材の確保にも努めていく必要がある。また、課題となっている非正規職員の確保については、それまでの有期雇用を無期労働契約へ転換することで対応したが、本計画期間内に働き方改革関連法が順次施行されるため、職場環境の改善や賃金の見直しなど魅力ある職場づくりに取り組む必要がある。

一方、自主事業(相談支援事業、多機能型事業、グループホーム事業)を統合し平成29年4月に開設した「福祉サポートセンターあすなろ」については、入居者の高齢・高介護化への対応や多機能型事業所の工賃向上が課題である。あすなろの郷利用者の地域移行を進めるため、「福祉サポートセンターあすなろ」の事業規模や施設編成について関係機関と連携し対応していく必要がある。

利用者の高齢化等に伴い、保護者の高齢化や身元引受人等の問題については、法人後見などの社会資源を活用していく必要がある。

これらの課題に対し職員が高い意識を持って能力を十分発揮できるように、普段から健康管理をサポートし、快適な職場環境の形成を促進する体制を整備していく必要がある。

今後とも、役職員の意識改革の徹底を図るとともに、利用者の視点に立った質の高いサービスを提供する組織体制づくりや各業務の点検の実施、さらには、数値目標による経費の節減を実現し、効果的・効率的な事業運営を行うことが重要である。

2 あすなろの郷（指定管理事業）

「あすなろの郷」は、昭和48年に「県立コロニーあすなろ」として開設され、事業団が開設当初より県から委託を受け運営してきた。また、平成15年に「県立内原厚生園」との統合により施設名を「あすなろの郷」に改称し、平成18年度からは、指定管理者制度の導入により県から指定（平成18年度から平成30年度まで）を受けて運営してきた。

こうした中、「あすなろの郷」は県立の施設として最後のセーフティネットの役割を果たすため、民間施設では処遇が困難な重度重複障害者、強度行動障害者等を積極的に受け入れ、利用者一人ひとりに応じたきめ細やかな支援サービスを提供するとともに、利用者の意思を尊重した地域生活移行を推進し、安心して自立した生活を実現できる環境づくりを進めてきた。

しかし、「あすなろの郷」からの地域生活移行については利用者や保護者の意思を第一に尊重した上で行うこととし、関係機関との連携等の下、丁寧に取り組む必要がある。

今後、ますます利用者の高齢化・重度化が進むことから、専門性の高い人材をより多く育成するとともに、これまで培ってきたノウハウや知見に基づき、在宅者を含む障害者のニーズに対応した専門的かつ適切なサービスを提供していく必要がある。

「あすなろの郷」は、今後も県の福祉施策の一翼を担っていくとともに、事業展開にあたっては、地元水戸市をはじめ周辺市町村及び利用者の出身市町村など、関係市町村と十分連携し、より良い協調関係を築くことで県民に愛され利用される施設となることが重要である。

3 福祉サポートセンターあすなろ（自主事業）

「福祉サポートセンターあすなろ」は、「第2次中期経営計画」に基づき、地域で生活する障害者を支えるための支援サービスの一元化を目的に、それまであった3つの自主事業の相談支援事業、就労継続支援B型事業及びグループホーム事業を統合し、多機能拠点として平成29年に開設した。ノーマライゼーションの理念のもと、利用者が地域で安心して暮らしていけるよう各事業が連携しサービスの充実に努めており、中でも、利用者の高齢・重度化というニーズに対しては、グループホームのバリアフリー化の推進や日中活動の受け皿となる多機能型事業の整備、更には共生型デイサービス（同一事業所で一体的に障害福祉と介護保険のサービスを提供）を導入するなど取り組みを強化してきたところである。現在、グループホーム入居者の平均年齢は60歳（平成31年3月末現在）に達しており、今後も体制の更なる強化・充実が求められている。また、この支援体制を確立することは、今後、重度障害者が地域生活を送る際に有効であり、地域社会との関わりを重視しながら事業を展開していく必要がある。

以下、支援体制の強化・充実を図るに当たり、各事業の主な課題を提起する。

○相談支援事業

相談支援事業については、利用者が充実した地域生活を送れるようケアマネジメントを行っているが、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、新たに相談支援専門員 1 人あたりの標準担当件数が設定されたことやモニタリング回数が高頻度になったことなどにより、支援体制の強化と支援の質の向上が求められている。

○就労継続支援 B 型

多機能型事業における就労継続支援 B 型については、福祉的就労として利用者の工賃向上に取り組んでおり、平成 30 年度の平均工賃は 1 万 6 千円を超え、「第 2 次中期経営計画」の期間における平均工賃の増加額は 7 千円以上を実現することができた。しかし、利用者が地域で生活するための経済的自立を支える観点から、新たな方法を検討し更なる工賃向上を目指さなければならない。

一方、高齢化の進展により利用者の作業能力が著しく低下していることから、共生型デイサービスへの利用促進を図らなければならない時期でもある。

○共生型デイサービス

多機能型事業における共生型デイサービスについては、今後、高齢利用者の利用増加が見込まれることから、専門性を強化するなど支援の質を向上させる取組が必要である。

○グループホーム事業

グループホーム事業については、これまでも利用者の高齢・重度化に対応するための取組を行ってきたが、今後、利用者が日中活動に通えない場合や介護や疾病管理が常時必要になった場合などの事態に備え、支援体制の見直しが必要となってくる。

また、多様化する利用者のニーズに対応できるよう、安定的な人員の確保と質の向上が必要である。

Ⅲ 経営の基本方針

「事業団」は、公益性の高い社会福祉法人としての使命を果たすため、今般の社会福祉法人制度改革で求められている経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化について着実に遂行する。特に、地域における公益的な取組については、「事業団」の有する豊富な人材を活かし、在宅障害者等に対する相談や療育方法等の援助について県内に広く展開していく。併せて、今後も職員の意識改革の徹底を図り、役職員一丸となって経営改革を推進するとともに、コンプライアンス（法令順守）を徹底し、「事業団」に求められる使命及び機能を十分に発揮して、利用者サービスの一層の向上に努めていく。

1 県立施設としての役割の発揮

あすなろの郷

民間施設では処遇が困難な重度重複障害者や強度行動障害者等を積極的に受入れ、県立施設として最後のセーフティネットの役割を果たすとともに利用者一人ひとりのニーズを十分に把握し、療育・医療・介護のサービスを総合的・専門的に提供する。

強度行動障害者に対応するため、TEACCH的手法及び応用行動分析の手法を活用し行動問題の軽減に努める。また、これまで積み重ねた支援実績や研究成果について、県内の知的障害関係施設に対して情報発信し県内施設職員の支援技術向上を目指すなど、県立施設として先導的な役割を果たす。

知的障害者の高齢化は全国の障害者施設が抱える大きな課題であることから、関係機関との連携により高齢知的障害者の支援のあり方について認知症に罹患した知的障害者への支援を含め、研究・実践を進める。また、施設内外において多様な研修機会を設けて職員の専門性向上を図るとともに、これまで蓄積したノウハウや支援成果に基づき、県内施設に対して積極的に助言・支援等を行う。

地域生活への移行を可能にするため、グループホームでの地域生活体験を通して、利用者の意向に添った個別支援を行う。さらに、グループホームでの暮らし方や受け入れ状況を説明する保護者懇談会等の開催により地域生活移行に対する理解や普及啓蒙に努める。

罪を犯した知的障害者の地域社会での自立促進を図るため、矯正及び更生保護等の法務関係機関との連携の下、これまで培ってきたノウハウや知見に基づく障害者支援施設として支援のあり方を検討する。

地域生活支援センターは在宅で生活する知的障害者（児）等や家族が安心して生活できることを目的として各種相談対応のほか外来療育や訪問療育などの支援を行う県内唯一の専門機関となっていることから、職員の資質向上に向け、自治体や関係団体が主催する研修会等に積極的に参加させて専門性を高めることにより、高次のサービスの実現に努める。

また、短期入所事業や日中一時支援事業についても、これまで以上に積極的に受入を進めることで在宅障害者（児）等や家族の負担軽減を図る。

2 地域生活の受け皿としての機能の充実

福祉サポートセンターあすなろ

ノーマライゼーションの理念のもと、利用者が地域で安心して暮らせるよう、各事業がサービスの充実に努めるとともに、高齢・重度障害者の地域生活における支援モデルを確立し、「あすなろの郷」の地域移行の受入れ基盤として整備を進める。

3 利用者には選ばれるサービスの提供

福祉を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に的確に対応し、将来にわたり施設の利用者に支持され選ばれるサービスの提供主体として、これまで培ってきたノウハウや人的資源を十分に活用してサービスの向上に努める。

4 自主・自立に向けた効率的な経営

役職員一丸となった経営意識の徹底により効果的・効率的な経営改革を推進し、自主・自立的経営をめざす。

また、指定管理者制度の下で継続して指定を受けられるよう、優れた人材を育成するとともに、蓄積したノウハウを十分活用し、民間事業者との競合にも耐えうる経営基盤を構築する。

IV 事業計画及び経営目標

1 本部事務局

(1) 経営の効率化・合理化

ア 効果的・効率的な業務の推進

各事業所に対して、利用者へのより一層のサービス向上を促すとともに、効果的・効率的に業務を推進するよう指導する。

また、職場改善提案等を継続実施して職員から広く意見を募集し、改善に繋がる提案を実現していくことにより、職場全体として業務の改善に取り組む。

イ 社会環境の変化への対応・情報発信の強化

迅速かつ的確な情報収集を行うことで社会環境の変化に柔軟に対応し、地域のニーズに即応した事業を積極的に推進する。

地域に愛される「事業団」をイメージしていただけるよう事業所の活動内容をホームページ等で紹介する。また、様々な広報媒体の活用により情報発信力を強化し、利用率の向上や福祉人材の確保に努める。

ウ 利用者の安全・安心の確保

施設管理において、職員の危機管理意識を徹底し、対応マニュアルによる訓練等を定期的にも実施する。

エ 各事業所の業務の効率化

各事業所において、PCシステムなどのIT機器の見直しやリフト付き浴槽及びリフト付き公用車の更新など介護機器の積極的活用を推進する。

また、組織体制や各事業の内容を適宜見直し、LED照明の導入や省エネルギー空調設備への更新により消費電力や燃費を抑えコスト削減を図り、CO2削減による環境保護に努める。

さらに、本部事務局では事務費の5CC(5%コストカット)運動を継続する。

(2) 職員の意識改革の徹底と資質の向上

ア 研修の充実

利用者等に対するサービスの質の向上を図るために必要な知識や専門性を高める研修を実施する。

また、先進施設などへの派遣研修や視察を積極的に実施する。

イ 職員の資質の向上

職員の「やる気」を更に引き出すため、これまで「能力評価」で行ってきた勤務評定に「業績評価」を取り入れる。上司との面談等を通して一人ひとりが業務目標を設定し、自己評価と評価者による評価を行うことで、お互いのコミュニケーションを促進し、風通しの良い職場を育むことでスキルアップを図る。

評価結果が優秀と認められる職員については、昇任や給与への反映も検討していく。

資格取得（社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士等）に対して積極的に研修等が受講できるよう引き続いて職場環境を整備する。

また，利用者の重度化，高介護化及び要医療化が進行することを踏まえて，職員総数に占める非正規職員の割合を現状に合わせて適正に保てるよう県と協議するとともに，非正規職員の応募が少ないことから給与の引き上げなど待遇の改善や新たにシルバー人材，パートタイムなどマンパワーの活用についても検討していく。

ウ 職員の健康と身体機能の維持

健康診断やストレスチェックを実施し，心身の健康状態に関するデータの収集等を行い，罹患者については早期に産業医等を交えて対策を施す。

(3) 福祉人材の確保

良質なサービスを提供していくためには，一定水準を有する人材の安定的な確保が必要であるため，「働きやすさ」や「働きがい」について必要な情報を発信しながら人材の確保に努める。また，採用後の職場定着を図るため，魅力ある職場づくりを進めるとともに，職員が福祉人材としてのスキルを習得し，仕事へのやりがいが見出せるよう育成する。

定年退職者の再雇用率が低いため現行制度を見直し，待遇の改善を図るなど新たな制度を設けることで再雇用者の確保に努める。

(4) 自主事業の展開

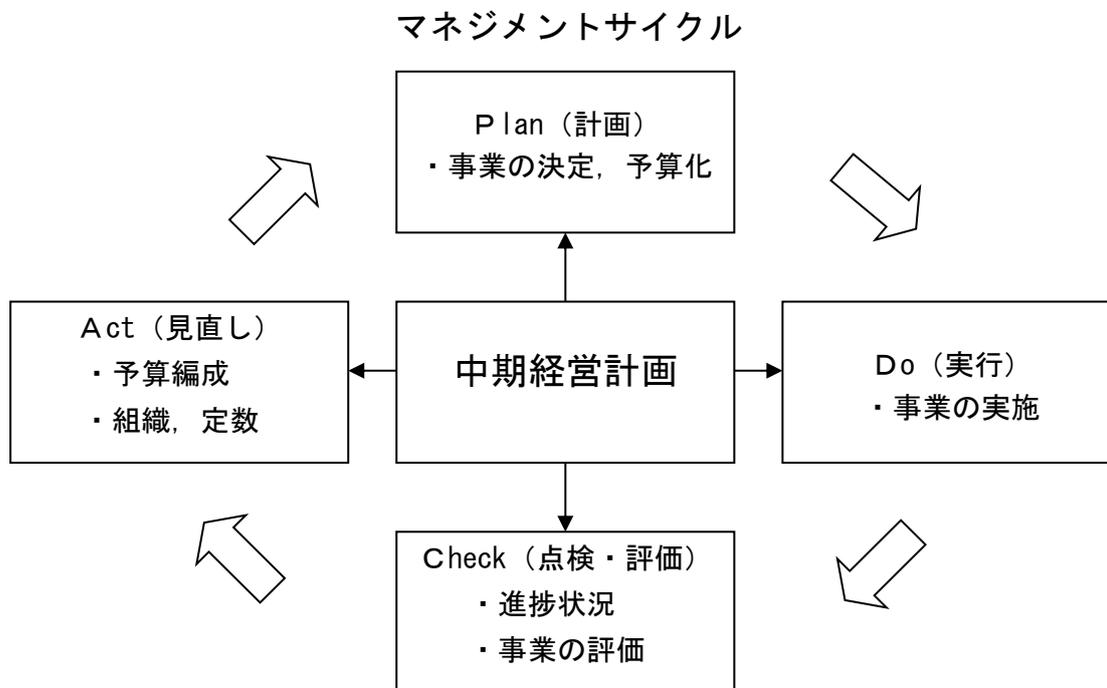
社会福祉事業振興資金貸付事業については，所期の目的は達成されたことから平成26年度以降の新規貸付を凍結しているが，社会福祉法人の将来の資金需要を勘案し，運営資金の貸し付け継続について検討を行う。

(5) 他法人との事業連携

これまで研究を重ねてきた罪を犯した知的障害者の地域社会での自立支援について，県の地域生活定着支援事業を受託している社会福祉法人芳香会と連携し，事業の一翼を担う。

(6) 計画の進行管理

Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Act（見直し）を定期的に行う。
 年度毎に各事業所において自己評価を実施し、「事業団経営委員会」に諮ること
 により進行管理する。



○ 経営目標

経営収支計画

(単位:千円)

区 分		H30	H31	H32	H33	H34	H35
収入	県補助金	52,498	52,414	52,335	52,260	52,188	52,120
	人件費	50,837	50,837	50,837	50,837	50,837	50,837
支出	事務費	1,661	1,577	1,498	1,423	1,351	1,283
	計	52,498	52,414	52,335	52,260	52,188	52,120

※ H30 年度は当初予算額

※ H31 年度から事務費は段階的に削減(5%コストカット)

2 あすなろの郷

(1) サービスの質の向上

ア 職員の資質の向上

職員の職務遂行に必要な専門知識、支援技術を高めるため、専門研修を計画的に実施するとともに、関係団体が主催する研修会等に積極的に参加させる。また、国家資格取得を促進し職員の資質向上を図る。

(ア) 良質なサービスを提供するための基礎的な知識から経営マネジメントに至るまでの研修を計画的に実施する。また、現在も実施している岡崎基金を活用した先進施設への派遣研修を継続する。

(イ) 強度行動障害などの専門性の必要な分野に、所内で独自の研修制度を設け、職員の育成及び技術の向上を図り、県内他施設職員も参加可能なABA勉強会を定期開催して支援技術の情報を発信する。また、相談があった施設へは職員を派遣するなど広く貢献していることから、現在の取組を充実させていく。

(ウ) 支援技術の向上と他施設との連携体制を構築するためのセミナーを開催する。

イ 利用者の安全確保

東日本大震災や昨今の自然災害を教訓として、福祉サービスを提供するに当たり、職員の危機管理意識をより一層徹底し、安全管理システムの強化を図る。

また、利用者の平穏かつ安心安全な生活環境を確保するため、不審者による迷惑行為等に対する安全対策の構築を図る。

さらに、老朽化した施設及び設備等の改修を計画的に行い、利用者の快適な生活環境と安全確保に努めていく。

(ア) 利用者の健康面、精神面における日常のチェック機能をより充実させ、安全の確保に努めるとともに、生活支援マニュアル等に沿った統一した支援を徹底し、職員間における報告、連絡、相談等の連携を強化する。

(イ) 安全で快適な住環境を提供するため、バリアフリー化を一層推進するとともに、老朽化している施設・設備の改修を計画的に進める。

(ウ) 所内の敷地、設備等を定期的に点検し、不備な箇所は速やかに改善する。

(エ) 全職員の救急救命講習の受講を引き続き計画的に推進する。

(オ) 防災・防犯に関するマニュアルの見直しを随時行うとともに、マニュアルに基づいた訓練を継続し、新たに外部講師を招いた防犯研修を行うことにより、職員の危機管理意識の徹底を図る。

(2) 施設利用者の支援

ア 入所利用者の支援

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画書・個別支援計画書に基づきニーズを的確に捉えた質の高いサービスを提供することで、利用者の生活の質の向上に努める。

利用者の重度化及び高齢化に対応していくため、日中活動の見直しを行うとともに、強度行動障害者や高齢知的障害者等への支援の充実を図る。

利用者等の意思を尊重した地域生活移行を促進するため、住環境等の整備を行うとともに、支援度の高い利用者についても希望があれば地域での生活が実現できるよう支援体制を整える。

(7) 利用者への専門的支援

- ・利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成し計画的な支援を行う。
- ・利用者の自己実現のため、意思決定支援責任者を配置する。
- ・提供したサービスの評価を行い、常にサービスの質の向上に努める。
- ・質の高いサービスを提供するため、利用者の支援ニーズに合わせた寮間異動を進めるとともに寮の再編成についても引き続き検討する。

(4) 日中活動の充実

- ・現在行っている基礎活動支援や作業活動支援等の日中活動メニューについて、利用者のニーズを踏まえて検討し、生活介護の充実を図るとともに、利用者の特性に応じた支援メニューを提供するため、活動内容を検討していく。
- ・高齢知的障害者や医療的ケアを必要とする利用者への支援を、作業・生産活動を中心とした日課から、生活支援を中心とした日課へシフトする。
- ・一人ひとりのニーズに応えた身体能力や生活能力の維持・増進を目的とする支援を行う。
- ・強度行動障害を有する利用者の特性に配慮した日中活動を実施する。
- ・短期入所者等への適切な日中活動を提供する。

(ウ) 強度行動障害者（児）に対応した支援の充実

- ・TEACCH的手法及び応用行動分析の手法を活用したモデル的かつ専門的支援に引き続き取り組み、適切な行動を増やしていく。
- ・大学研究者等有識者との連携による共同研究や研修会の実施により、専門理論に基づく効果的な支援技術の向上を図る。
- ・これまで積み重ねた支援実績や研究成果を定期刊行物やホームページなど広報媒体へ掲載したり、講演会等で発表をすることで、県内外の知的障害関係施設に対して情報発信し、支援技術の向上を目指すなど県立施設として先導的な役割を果たす。

(イ) 高齢知的障害者や医療的ケアを必要とする利用者への支援の充実

- ・身体機能低下に対する予防的ケアに取り組み、専門職によるリハビリを含めた医療の充実を図る。
- ・室内のバリアフリー化や効果的な介護機器の導入を進める。
- ・身体機能の急激な落ち込み、認知症にかかるリスクが高く発症が早い傾向、障害そのものが老いを確実に早めるなど様々な課題がある高齢知的障害者の支援のあり方について、実践と評価を絶えず行いながら研究を進める。
- ・蓄積したノウハウや支援成果に基づいて、県内施設に対し積極的に助言・支援等を行う。

(オ) 地域生活移行の推進

- ・利用者の個性や特性に応じ、グループホームの体験入居や日中活動の体験を段階的に行い、各寮に地域生活移行担当者を配置する事で支援システムを構築する。
- ・グループホームでの暮らし方や受け入れ状況を説明する保護者懇談会等を開催することで地域生活移行に対する理解や普及啓蒙に努める。
- ・地域生活移行推進部会を定期開催し、地域で暮らしたい利用者等の意思を実現できる支援体制を整えていく。
- ・地域における受入れ基盤の整備については、「事業団」の自主事業で対応するほか、市町村など関係機関と協力・連携して推進する。

(カ) 触法障害者の自立支援に関する研究

矯正施設を退所した知的障害者は発達障害や精神障害を併せ持つほか、社会環境の面からも多くの課題を抱え、犯罪を繰り返してしまういわゆる累犯障害者になる事案も多い。触法障害者の地域社会における自立促進を図るため、矯正・更生保護施設等の法務関係機関との連携の下、これまで培ってきたノウハウや知見に基づく障害者支援施設としての支援のあり方を研究する。

イ 在宅知的障害者（児）等への支援

地域生活支援センターは、各種相談活動、外来療育や訪問療育などの支援を行う県内唯一の専門機関となっていることから、市町村等の関係機関や相談支援専門員等と連携を密にし、地域の対象者（児）及び地域の社会資源を把握し、そのニーズに応じた支援機能の充実に努める。また、ホームページ等の広報媒体の活用による情報発信を行い事業内容の周知に努める。

(7) 障害者（児）地域療育等支援

在宅の障害者（児）の各ライフステージに応じた地域生活を支えるため、地域の福祉サービス等の変化に対応しながら療育・相談機能の充実を図り、専門性の高い支援を実施する。

a 障害児等療育支援の実施

- ・訪問による相談及び支援
- ・外来による相談及び支援
- ・保健センター，保育所・幼稚園，小・中学校，作業所等の職員に対するコンサルテーションや講師派遣等

b 在宅の障害者（児）等が地域で安心して生活していけるよう，研修会等を開催し障害者への理解を深めるとともに，他施設や行政機関との連携を図り地域の資源を障害者（児）等が有効に活用できるネットワークを構築する。

(イ) 短期入所，日中一時支援

保護者等が疾病等により家庭での介護が困難になった場合，一時的に障害者を預けられる短期入所を引き続き実施し，宿泊を伴わないものについては，日中一時支援で対応するなど利用者の希望に沿ったサービスを提供する。

今後ますます需要が高まると思われる処遇困難な重度重複障害者や強度行動障害者の受入を積極的に実施する。また，緊急性の高い入所希望者は，希望者に時間的余裕がなく支援に関する情報収集が不足しがちであることから，初期アセスメントを行うこと及び障害特性に適合した受入寮を選定することを目的として入所前に短期枠を利用する。

グループホーム利用者が高齢化，高介護化などから地域での生活が困難になった場合，入所の調整の期間や次の居住先へ移行するまでの受け入れ枠として活用する。

(ウ) 24時間緊急ステイ

保護者の急病など緊急の場合，24時間いつでも利用できる「24時間受け入れサービス（緊急ステイ）」を実施する。

(エ) 宿泊支援サービス

在宅障害児もしくは在宅障害児とその保護者を対象とした小集団による宿泊を実施し，ライフステージに合わせた生活スキルトレーニングを行う。ニーズに応じてペアレント・トレーニングを含む親子宿泊または親子分離による将来の自立生活に向けたトレーニングを実施する。

ウ 病院等の運営

(7) 病院の機能

「あすなるの郷」利用者の医療機関として現在の入院及び外来診療機能を維持する。また，重症心身障害児者の医療機関として，重症心身障害児者を積極的に受け入れ，高度で専門性の高いサービスを提供する。

(イ) サービス提供職員等の確保

制度等の動向を踏まえ、サービス提供に必要な医師及び看護職員等を確保する。

(ウ) 施設の整備

病院・療養介護施設の老朽化した設備や医療機器については、計画的に改修を行う。

(エ) 多機能型児童発達支援事業所

在宅の重症心身障害児者に対し、医療的ケア・日常生活動作・運動機能等に関わる療育を実施するとともに、その保護者等にも療育に関する技術を提供する。

○経営目標

1 あすなろの郷職員の配置計画 (単位:人)

区 分		H30	H31	H32	H33	H34	H35
総 数		399	399	399	399	399	399
管理部 病院等	正規職員	105	105	105	105	105	105
	非正規職員	39	39	39	39	39	39
直接 処遇	正規職員	135	141	147	153	153	153
	非正規職員	120	114	108	102	102	102
	正規職員比率	52.9%	55.3%	57.6%	60.0%	60.0%	60.0%

※ H30年度は職員配置定数

※ 直接処遇職員は、障害者支援施設（施設入所支援）に従事する職員

※ あすなろの郷再編計画が決定し次第、職員の配置計画も見直しを行う

2 経営収支計画 (単位:百万円)

区 分		H30	H31	H32	H33	H34	H35
収 入	指定管理料 収入	2,945 (404)	3,000 (404)	3,000 (404)	3,000 (404)	3,000 (404)	3,000 (404)
	計	2,945	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
支 出	人 件 費	2,148	2,168	2,188	2,208	2,208	2,208
	事 業 費	480	460	450	440	440	440
	事 務 費	317	317	307	297	297	297
	消費税増税		55	55	55	55	55
	計	2,945	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

※ H30年度は当初予算額, H31年度以降は債務負担行為限度額に基づく

※ 指定管理料収入下段の()の数字は内書きで政策的経費を表す

3 福祉サポートセンターあすなろ

(1) サービスの充実

ア 相談支援事業

(7) 支援体制の強化

平成 30 年度の報酬改定によるモニタリング頻度の増加に対応するため、サービス提供に係る相談支援専門員のうち専従職員を増員し、体制の安定を確保する。

(4) ケアマネジャーとの連携

利用者の高齢化に伴い、介護保険優先原則により福祉サービスの変更を余儀なくされることから、スムーズに移行できるよう介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携を強化する。

イ 多機能型事業

(7) 利用者工賃の向上

就労継続支援 B 型の作業収益を確保するため、作業内容の見直しや施設外就労の開拓等を継続的に進める。

(4) 共生型デイサービスの利用促進

高齢・重度利用者のニーズに対応するため、多機能型事業の利用定員に対する就労継続支援 B 型と共生型デイサービスとの各利用定員の割合を計画的に変更していく。

ウ グループホーム事業

(7) 日中サービス支援型グループホームへの移行

高齢利用者が地域生活を継続できるよう、一部のグループホームについて平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定で創設された「日中サービス支援型グループホーム」の整備を進めていき、昼夜を通じて常時の支援体制を確保する。また、このグループホームは短期入所の併設が必置であることから、在宅障害者の支援にも対応していく。

(2) 質の向上

ア 相談支援事業

利用者の多様なニーズに対応できる相談支援専門員の育成を図るため、情報交換会やセミナー等への参加を増やし、地域との連携と資質の向上を図る。

イ 多機能型事業

共生型デイサービスについて、専門職である看護師や理学療法士等の効果的な配置を検討し、必要数の確保に努める。

また、高齢利用者に対する支援スキルを向上させるため、必要な知識や介護

技術を習得するための研修を実施する。

ウ グループホーム事業

良質な世話人を引き続き確保していくため、世話人業務のスキルアップのための研修会を定期的に開催する。

エ 利用者の安全確保

(7) 防犯対策

職員の安全管理意識の向上を図るため、「不審者対応マニュアル」に基づく日常的な建物の点検整備やパトロール、また、定期的な不審者対応訓練を実施する。

(1) 防災対策

「福祉サポートセンターあすなる消防計画」及び「あすなるホーム防災対策マニュアル」に基づき、建物の予防管理、継続的な教育及び防災訓練等を定期的実施する。

(ウ) 住環境の改善

グループホームのバリアフリー化を推進するため、高経年の共同生活住居を中心に複数の住居を統合し、新たな共同生活住居を整備する。

(3) 積極的な事業展開

ア 広報活動の充実

障害者の地域生活に対する理解と関心を深めてもらうとともにサービスの利用促進を図るため、ホームページ、SNS及びパブリシティ等を活用した情報発信を行う。

イ 就労継続支援B型のサテライト事業所の設置

障害者の就労機会の拡大に向け、現在、他法人等への移管を検討している「あすなるの郷売店」について、就労継続支援B型の従たる事業所として登録するための検討を行い、サテライト事業所として新装開設を目指す。

ウ 地域移行の促進

グループホーム事業において高齢利用者向けとして先に設置される「日中サービス支援型グループホーム」の有効性を検証し、あすなるの郷利用者の地域移行の受け皿として同型グループホームの新たな整備に向けた検討を進める。

(4) 関係機関との連携及び地域資源の活用

利用者の地域生活の充実を図るため、関係機関との連携を強化するとともに地域資源を積極的に活用する。

○ 経営目標

1 数値目標

(1) 相談支援事業の利用者数及びサービス提供数

年 度	H30	H31	H32	H33	H34	H35
利用者数(人)	550	550	550	550	550	550
モニタリング数(件)	280	750	680	830	1,030	890
計画更新数(件)	333	70	210	270	70	210

※ H30年は事業計画値

(2) 就労継続支援B型(多機能型事業)の利用者数, 延利用日数及び平均工賃

年 度	H30	H31	H32	H33	H34	H35
利用者数(人)	32(2)	29(4)	26(4)	26(4)	36(4)	36(4)
延利用日数(日)	6,912	6,264	5,616	5,616	7,776	7,776
平均工賃(円)	14,400	17,500	18,000	18,500	19,000	19,500

※ H30年は事業計画値

※ カッコ内は施設外就労者の内数

※ 目標利用率：90%

(3) 共生型デイサービス(多機能型事業)の利用者数及び延利用日数

年 度	H30	H31	H32	H33	H34	H35
利用者数(人)	10	15	18	18	18	18
延利用日数(日)	2,160	3,420	3,888	3,888	3,888	3,888

※ H30年は事業計画値

※ 目標利用率：90%

(4) グループホーム事業の利用者数及び延利用日数

年 度	H30	H31	H32	H33	H34	H35
利用者数(人)	63	66	67	67	70	70
延利用日数(日)	21,845	22,624	22,971	23,232	23,750	24,272

※ H30年は事業計画値

※ 目標利用率：95%

2 経営収支計画

(1) 相談支援事業

(単位:千円)

区 分		H30	H31	H32	H33	H34	H35
収 入	事業収入	8,738	10,554	11,946	14,792	14,260	13,609
	その他収入	840	1,008	1,008	888	888	888
	計	9,578	11,562	12,954	15,680	14,994	14,497
支 出	人件費支出	7,731	9,317	9,317	11,127	11,127	11,127
	事業費支出	389	794	845	898	918	898
	事務費支出	1,445	1,936	1,936	2,141	2,141	2,141
	その他支出	576	696	696	612	612	612
	計	10,141	12,743	12,794	14,778	14,798	14,778
収支差額		△563	△1,181	160	902	196	△281

※ H30年は当初予算

(2) 就労継続支援B型(多機能型事業)

(単位:千円)

区 分		H30	H31	H32	H33	H34	H35
収 入	事業収入	53,297	52,064	47,762	48,162	66,426	66,626
	その他収入	9,720	8,100	7,128	7,128	8,292	8,292
	計	63,017	60,164	54,890	55,290	74,718	74,918
支 出	人件費支出	25,878	26,391	26,257	26,257	31,059	31,326
	事業費支出 (就労事業費含)	11,324	11,430	11,011	11,467	17,784	18,060
	事務費支出	13,665	13,221	12,106	12,316	14,326	14,516
	その他支出	7,098	5,703	5,119	5,123	5,905	5,889
	計	57,965	56,745	54,493	55,163	69,074	69,791
収支差額		5,052	3,419	397	127	5,644	5,127

※ H30年は当初予算

(3) 共生型デイサービス(多機能型事業)

(単位:千円)

区 分		H30	H31	H32	H33	H34	H35
収入	事業収入	16,503	22,927	28,288	28,362	28,437	28,511
	その他収入	3,240	4,860	5,832	5,832	4,668	4,668
	計	19,743	27,787	34,120	34,194	33,105	33,179
支出	人件費支出	10,421	15,175	17,669	17,802	17,802	17,802
	事業費支出 (就労事業費含)	2,332	2,652	2,917	2,922	2,669	2,674
	事務費支出	3,947	6,032	7,150	7,263	5,907	6,020
	その他支出	2,232	3,348	4,020	4,020	3,216	3,216
	計	18,932	27,207	31,756	32,007	29,594	29,712
収支差額		811	580	2,364	2,187	3,511	3,467

※ H30 年は当初予算

(4) グループホーム事業

(単位:千円)

区 分		H30	H31	H32	H33	H34	H35
収入	事業収入	125,682	128,747	130,506	132,114	155,094	158,195
	その他収入	13,600	3,432	3,432	23,552	5,952	5,952
	計	139,282	132,179	133,938	155,666	161,046	164,147
支出	人件費支出	42,737	49,483	49,963	50,254	69,773	70,707
	事業費支出	7,848	6,748	6,439	7,509	8,637	9,107
	事務費支出	65,567	65,782	65,842	68,792	64,908	64,478
	その他支出	9,984	2,364	2,364	46,448	2,448	2,448
	計	126,136	124,377	124,608	173,003	145,766	146,740
収支差額		13,146	7,802	9,330	△17,337	15,280	17,407

※ H30 年は当初予算

V その他（資料）

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団中期経営計画策定委員会設置要項

（設置）

第1条 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団（以下「事業団」という）の中期経営計画を策定するため、「事業団中期経営計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、事業団の中期経営計画について調査及び審議し、計画の決定を行う。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから理事長が委嘱する委員で組織する。

- （1）茨城県担当課（障害福祉課）職員
- （2）茨城県あすなろの郷手をつなぐ育成会関係者
- （3）事業団役職員

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初にかかれる会議は、理事長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（ワーキングチーム）

第6条 委員会を補助する組織としてワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

- 2 チームは、チームリーダー及びチーム員をもって構成する。
- 3 チーム員は、別表のとおりとする。

（チームの会議）

第7条 チーム会議は、チームリーダーが必要に応じ招集する。

- 2 チーム会議は、チームリーダーが主宰し、委員会に付議する議案の調整及び委員長から命ぜられた案件の処理を行う。
- 3 チームリーダーは、必要に応じ、チーム員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 チームに、専門の事項を調査検討するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、事業団本部総務企画課において処理する。

（その他）

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。

茨城県社会福祉事業団第3次中期経営計画策定委員名簿

(平成30年7月1日～平成31年3月31日)

所 属 等	氏 名 (敬称略)	備 考
県障害福祉課長	松山 和規	
あすなろの郷手をつなぐ育成会理事長	矢野 清	
事業団理事長	中島 敏之	◎
事業団常務理事兼あすなろの郷所長	浅野 幸雄	○
事業団事務局長	石井 好之	
あすなろの郷管理部長	清水 和子	
同支援部長	谷津 典男	
同地域生活支援センター長	山口 眞由美	
同病院総看護師長	寺門 明美	
福祉サポートセンターあすなろ所長 (推進室長)	小野瀬 利克	

※ ◎委員長 ○副委員長

第3次中期経営計画策定ワーキングチーム構成員

所 属 等	氏 名
本部事務局総務企画課長	川村 篤
同総務企画課主任	久保田 智也
あすなろの郷管理部庶務課長	村上 千洋
同管理部庶務課係長	小嶋 則行
同管理部管理課長	安蔵 康行
同支援部支援調整課長	石橋 英昭
同支援部支援調整課副参事	宇佐美 健二
同活動支援課長	佐藤 祐一
同地域生活支援センター副センター長	富山 友子
同病院事務長	栗林 雅人
福祉サポートセンターあすなろ副所長 (推進室次長)	藤枝 哲郎
同専門員 (推進室専門員)	今橋 孝之

策定委員会における審議の経過

会議名	開催年月日	審議事項
第1回ワーキングチーム会議	平成30年 7月31日	・策定スケジュール等
第2回ワーキングチーム会議	平成30年 9月 6日	・第1回策定委員会事前調整
第1回策定委員会	平成30年 9月13日	・第2次計画の検証 ・第3次計画たたき台の検討
第3回ワーキングチーム会議	平成30年10月 3日	・第2回策定委員会事前調整
第2回策定委員会	平成30年10月16日	・第3次計画素案の検討
第4回ワーキングチーム会議	平成30年10月29日	・第3回策定委員会事前調整
第3回策定委員会	平成30年11月13日	・第3次計画原案の検討
第5回ワーキングチーム会議	平成31年 1月17日	・第4回策定委員会事前調整
第4回策定委員会	平成31年 2月14日	・第3次計画最終案の検討
平成31年第1回理事会	平成31年 3月12日	・第3次計画最終案の承認
平成31年第1回評議員会	平成31年 3月19日	・第3次計画最終案の承認